

共同住宅におけるごみ排出マナー改善の取組に関する調査について

(案)

日ごろから、札幌市の清掃行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

札幌市は、共同住宅における居住者のごみ排出マナーを向上し、良好な居住環境の確保を図ることを目的として、札幌市と不動産関係団体、アパート・マンション管理会社等をメンバーとする「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」を設立し、ごみ排出マナーに関する調査や啓発活動などの実践に取り組んでいます。

このたび、これらの取組をさらに広げていくうえでの参考資料とするために、共同住宅の管理を行っておられる管理会社の皆様を対象として、ごみ排出マナーの改善に関して、日ごろ取り組んでおられることや感じておられることなどについてのアンケート調査をすることといたしました。

つきましては、大変お忙しい中、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

ご記入いただいた内容に関しては、統計的に処理いたしますので、個別の会社名等を公表することはございません。ただし、ご記入いただいた内容の確認等のために、お問い合わせをする場合がありますことをご了承ください。

なお、本調査は、市内に本店がある共同住宅の管理会社のうち国土交通省「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」に登録されているマンション管理業者と本協議会の賛助会員、あわせて108社を対象として調査票を送付しております。

平成23年 月 札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会
事務局：札幌市環境局環境事業部業務課

札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会

(社)高層住宅管理業協会北海道支部、札幌市アパート業協同組合、(社)全国賃貸住宅経営協会北海道支部、(社)全日本不動産協会北海道本部、(社)北海道宅地建物取引業協会、(社)北海道マンション管理組合連合会、(株)アパマンショップリーシング、(株)常口アトム、(株)ビッグサービス、札幌市

【調査対象について】

本調査は、「一般家庭から排出されるごみ」に関して、マンションやアパート等の共同住宅（商業ビル等を除く）の居住者におけるごみ排出マナーの改善を図ることを目的として実施するため、共同住宅の管理に携わる企業を調査の対象としています。

貴社が共同住宅の管理を実施しておられない場合は、本書を送付したことにつきましてお詫び申し上げます。

また、その場合は、大変お手数ですが、本書につきましては破棄してくださるようお願い申し上げます。

【ご記入、ご返送に際してのお願い】

- ・回答は、各質問にそってあてはまる番号（数字）を で囲んでください。また選択肢の中で「その他」にご回答された場合は（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
- ・ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、平成23年 月 日（ ）までに下記へご返送ください。

〔調査実施〕 札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会
(事務局：札幌市環境局環境事業部業務課)

〔お問合せ先〕 札幌市環境局環境事業部業務課 (担当：星見・酒谷)
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話：011-211-2916

共同住宅におけるごみの排出マナーに関わる札幌市の取組等についてお伺いします。

問5 札幌市では、共同住宅におけるごみの排出マナー改善にかかわる次のような取組等を行っています。このことに関して、これまでに知っていたものすべてに 印をつけてください。

- 1 ごみパト隊によるごみステーションのパトロールおよび排出指導
- 2 札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会の設置
- 3 ごみの排出ルールに関するチラシのひな形等のホームページでの公開
- 4 平成22年度箱型ごみステーション敷地内設置費助成
- 5 新築共同住宅（6戸以上）に対する専用ごみステーション設置の指導
- 6 ごみ排出マナーが問題となっている既存共同住宅（6戸以上）に対する専用ごみステーション設置の指導

問6 今後、共同住宅におけるごみの排出マナーをさらに改善していくために必要だと思うことは何でしょうか。あてはまるものすべてに 印をつけてください。

- 1 管理会社の指導等に従わない不適正排出者等に対するごみパト隊による指導
- 2 管理会社が積極的にごみ排出マナーの改善に取り組んでいる事例の紹介
- 3 既存の共同住宅における居住者専用ごみステーション設置規定の条例化（現行の要綱上の規定から、条例上の規定への格上げ）
- 4 共同住宅の賃貸借契約に、各自治体が定めるごみ排出ルールを遵守する旨の内容を盛り込むこと。
- 5 その他（ ）

問7 共同住宅におけるごみ排出に関して、マナー改善やごみステーション専用化の工夫例、その他、日ごろ感じておられることなどがございましたらご記入ください。

これでアンケート調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

調査票は、同封した返信用封筒に入れ、平成23年 月 日()までにご返送ください。